

平成28年度 「中国ブロック発注者協議会(第16回) 幹事会」

日 時:平成29年3月24日(金)13:30～15:30

場 所:広島合同庁舎1号館附属棟2階大会議室

議 事 次 第

○挨拶

○議 事

1. 「中国ブロック発注者協議会」設置要領の改正について

2. 平成28年度の実績・自己評価について

資料-1

3. 各地域発注者協議会における取組状況等について

資料-2

- ①鳥取県発注者協議会
- ②島根地域発注者協議会
- ③岡山地域発注者協議会
- ④広島地域発注者協議会
- ⑤山口地域発注者協議会

4. 運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標について

資料-3

5. 発注見通しの統合について

資料-4

6. 中国地方整備局からの情報提供

資料-5

- ①平成29年度 国土交通省土木工事の積算基準の改定
- ②適正な工期の設定
- ③週休2日制の試行
- ④ICT活用工事
- ⑤低入札価格調査基準の見直し
- ⑥国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化
- ⑦業団体との意見交換会での要望事項

平成28年度の実績・自己評価について

運用指針について発注者協議会としての取り組み方針(H27～29)

1. 運用指針の位置付け

- 品確法に規定される基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針。
- 発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたもの。
- また、国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ公表する。

2. 必ず実施すべき事項と実施に努める事項

○必ず実施すべき事項

- 予定価格の適正な設定
- 歩切りの根絶
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- 適切な設計変更
- 発注者間の連携体制の構築

○実施に努める事項

- 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
- 発注や施工時期の平準化
- 見積の活用
- 受注者との情報共有、協議の迅速化
- 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

3. 取り組み方針

目標を設定し公表することにより、確実な運用に寄与

目標設定の方針

- ① 取り組みやすい事項から実施
- ② 法令等に義務付けられている事項を優先
- ③ 運用指針における「必ず実施すべき事項」を優先
- ④ 3年を目途に達成目標を設定
- ⑤ 毎年度、達成目標を設定
- ⑥ 設定した目標と達成度を毎年度公表

4. 目標設定項目

- ① 最新積算基準、最新労務・材料単価を適用する。
- ② 歩切りは行わない。
- ③ 適切な工期を設定する。
- ④ 原則一般競争入札とする。
- ⑤ 社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除する。
- ⑥ 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の設定・適切な活用(事前公表しない。)を徹底する。
- ⑦ 予定価格については原則として事後公表とする。
- ⑧ 総合評価落札方式の適切な活用を図る。
- ⑨ 適切に設計変更(施工条件・追加工事等)を行う。
- ⑩ 元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。

※その他の項目(次の展開で拡大を図っていくもの)

- ・調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
- ・工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定
- ・受注者との情報共有、協議の迅速化
- ・発注施工時期等の平準化
- ・入札不調・不落時の見積りの活用等
- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 等

5. 取り組み目標

各発注機関毎に取り組み目標を設定・公表(平成27年9月及び毎年度末にホームページ及び記者発表資料において公表。)

平成26年度から平成28年度までの状況(実績)

目 標 項 目		状況と実績（上段：H26 中段：H27 下段：H28）				
		未実施	検討中	一部実施	実施	
【工事発注準備段階】						
①最新積算基準、最新労務・材料単価を適用する。	4	123			H26	
	3	124			H27	
	3	123			H28	
②歩切りは行わない。	23	9	95		H26	
	1	126			H27	
	1	125			H28	
③適切な工期を設定する。	20	1	13	93	H26	
	1	11	9	106	H27	
	1	5	9	111	H28	
【入札契約段階】						
④原則一般競争入札とする。	46	1	14	66	H26	
	19	21	13	74	H27	
	10	27	11	78	H28	
⑤社会保険等に参加していない建設業者を 公共工事の元請業者から排除する。	60	7	60		H26	
	17	15	9	86	H27	
	4	16	8	98	H28	
⑥低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の 設定・適切な活用(事前公表しない。)を徹底する。	15	8	104		H26	
	5	1	7	114	H27	
	4	2	7	113	H28	
⑦予定価格については原則として事後公表とする。	60	23	44		H26	
	25	29	25	48	H27	
	17	30	24	55	H28	
⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。	61	32	34		H26	
	34	23	27	43	H27	
	28	25	23	50	H28	
【工事施工段階】						
⑨適切に設計変更(施工条件・追加工事等)を行う。				127	H26	
				127	H27	
				126	H28	
⑩元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を 禁止する措置を行う。	115			4	8	H26
	35	50	20	22	H27	
	18	48	21	39	H28	

目 標 項 目		平成 2 9 年度の目標		
		検 討	一 部 実 施	実 施
【工事発注準備段階】				
	①最新積算基準、最新労務・材料単価を適用する。	126		
	②歩切りは行わない。	126		
	③適切な工期を設定する。	3	123	
【入札契約段階】				
	④原則一般競争入札とする。	20	14	92
	⑤社会保険等に参加していない建設業者を 公共工事の元請業者から排除する。	2	124	
	⑥低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の 設定・適切な活用(事前公表しない。)を徹底する。	5	121	
	⑦予定価格については原則として事後公表とする。	26	27	73
	⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。	25	42	59
【工事施工段階】				
	⑨適切に設計変更(施工条件・追加工事等)を行う。	126		
	⑩元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を 行う。	13	9	104

運用指針に基づく発注関係事務に関する 全国統一の指標について

発注関係事務の全国統一指標について

背景

平成26年6月 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正
平成27年1月 発注関係事務の運用に関する指針の策定

各ブロックの発注者協議会を通じて発注者が連携し、発注関係事務の実施状況の把握等、発注関係事務の適切な運用に向けた取り組みを実施してきた。

一定の改善が見られるものがある一方、依然として課題があると指摘されているものも存在

全国統一指標(案)のねらい

- ・全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる統一的な指標の設定が有効な手段との考え
- ・重点項目を設定し、取り組むことが効果的

《重点3項目(案)》

①適正な予定価格の設定

- 指標①ー1 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）
- 指標①ー2 単価の更新頻度

②適切な設計変更

- 指標②ー1 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況
- 指標②ー2 設計変更の実施工事率

③施工時期等の平準化

- 指標③ 平準化率【件数・金額】

発注関係事務の全国統一指標について

■これまでの経緯

H28.2～

重点3項目（積算、設計変更、平準化）を中心に、各ブロック発注者協議会での目標設定の状況を収集し、指標（案）の検討【本省】

H28.3

中国ブロック発注者協議会幹事会において指標（案）の情報提供

H28.8～9

各県地域発注者協議会へ指標（案）等の意見照会

H28.10.31

全国統一指標（案）の通知
【本省より各ブロック発注者協議会事務局宛】

H29.1～3

各県地域発注者協議会において全国統一指標（案）の説明

各地域発注者協議会への意見照会

指標(案)の意見照会の結果 (平成28年8月～9月に実施)

○全国統一指標について、全国の地域発注者協議会から計283件の意見が寄せられた。

全体 (283)

団体別

1. 地方整備局等	(46)
2. 都道府県	(67)
3. 政令指定都市	(22)
4. 市区町村	(122)
5. その他	(26)

指標別

1. 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)	(29)
2. 単価の更新頻度	(21)
3. 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況	(20)
4. 設計変更の実施工事率	(76)
5. 平準化率	(120)
6. その他	(17)

各地域発注者協議会より寄せられた主な意見と回答

全国から計283件の意見が寄せられ、指標の定義や算出・評価方法に関する質問が多数であった。

指標	ブロック	質問者	意見	回答
最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）	関東	都道府県	定義に「見積り等により積算する要領を整備し運用しているか」とあるが、 <u>積算基準の中で見積りの方法について明記しており、これは要領と解釈してよい</u> か。	「要領」とは、一定のルールを定めているということであり、わかるように注釈を付けます。
平準化率	中部	県部会	・平準化のための工事であれば <u>500万円以下の工事</u> も対象として良いものとしてはどうか。 ・ <u>コリンズ登録を義務づけていない自治体</u> もあり、自治体で数値算出やグラフ化が画一的かつ容易にできるシステム等を提供願いたい。	対象工事は請負金額が500万円以上の工事ですが、コリンズに登録していない場合は各発注者において算出していただく予定です。なお、コリンズ登録は発注者の利用登録の有無によらず請負者で登録することが可能であり、国の積算基準ではその登録料を計上しています。
平準化率	近畿	市町村	当市は特別豪雪地帯であるため <u>12月中旬から3月中旬までの間</u> 、積雪による工事不能日が多くなり、必然的に <u>工事発注量も少なくなる</u> 。このような地域性を考慮する必要があるのではないかと。	全国統一指標については、各発注者の発注関係事務について客観的に把握することを目的としています。この観点から指標は発注者単位で算出することを基本としています。なお、公表や分析、評価等を行う際には、指標の値が実態と異なる認識とならないよう留意が必要であると考えています。
単価の更新頻度	中国	都道府県	<u>資材・材料によって単価変動の頻度が異なるため、単価更新頻度を一律に1ヵ月をa評価とする指標を設定するのは適切ではない</u> と考える。	単価の更新頻度が工種により異なることから指標分類を下記の通りとしたい a: 最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当）、b: 3ヶ月以内、c: 6ヶ月以内、d: 12ヶ月以内、e: それ以上
設計変更の実施工事率	四国	市町村	市町では指標分類算定の分母となる500万以上の <u>工事件数が少ない</u> ので、結果が大きく変動する可能性があることから <u>公表の方法について十分検討</u> していただきたい。	全国統一指標については、各発注者の発注関係事務について客観的に把握することを目的としています。この観点から指標は発注者単位で算出することを基本としています。なお、公表や分析、評価等を行う際には、指標の値が実態と異なる認識とならないよう留意が必要であると考えています。

平成28年10月31日時点

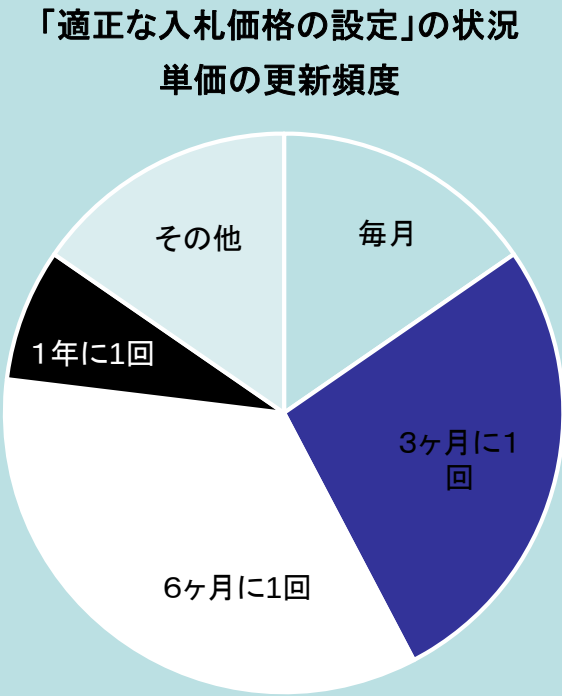
全国統一指標

実施項目	指標(案)	定義	指標分類(案)※ ※設計変更実施率、平準化率については、コリンズデータの結果を踏まえて設定	備考等
適正な予定価格の設定	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)	・最新の積算基準:1年※1以内に更新されている積算基準 (※1:営繕の場合は2年) ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか	a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※2を整備し活用 b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※2は整備していない c:その他 (※2:基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)	別途調査を依頼
	単価の更新頻度	使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。 ※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。	a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)、b:3ヶ月以内、c:6ヶ月以内、d:12ヶ月以内、e:それ以上	別途調査を依頼
適切な設計変更	改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	a:ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない	入契法調査を活用(後日提供予定)
	設計変更の実施工事率	当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率	【素案(別途設定)】 a:75%以上 b:50～75% c:25～50% d:0～25% e:設計変更を行っていない	JACIC(コリンズデータ)より提供
施工時期等の平準化	平準化率	平準化率:年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額※との比率 対象:契約金額500万円以上の工事 稼働件数:当該月に工期が含まれるもの 稼働金額:最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの ※4～6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。	【素案(別途設定)】 平準化率(4～6月期の平均稼働件数・金額/年度の平均稼働件数・金額) a:0.9以上、b:0.9～0.8、c:0.8～0.7、d:0.7～0.6、e:0.6以下	JACIC(コリンズデータ)より提供

指標の活用策

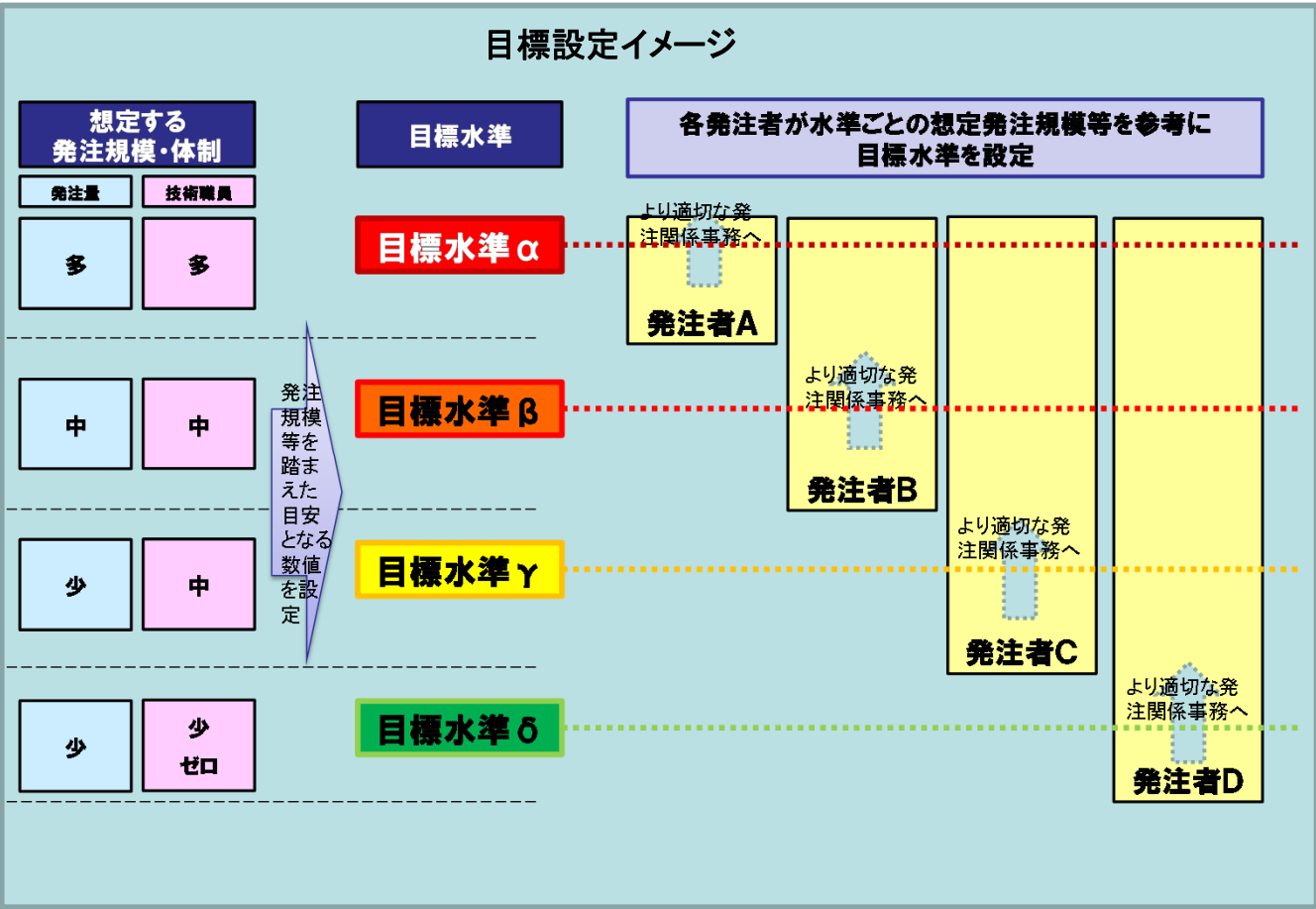
発注関係事務の改善を促進するための指標の活用策とは

工夫例1
各発注者の自主評価結果を分析・公表



⇒ 各自治体が自身の状況を相対的に把握可能

工夫例2
発注者の体制等に応じた目安となる水準を示し、各発注者による
目標設定

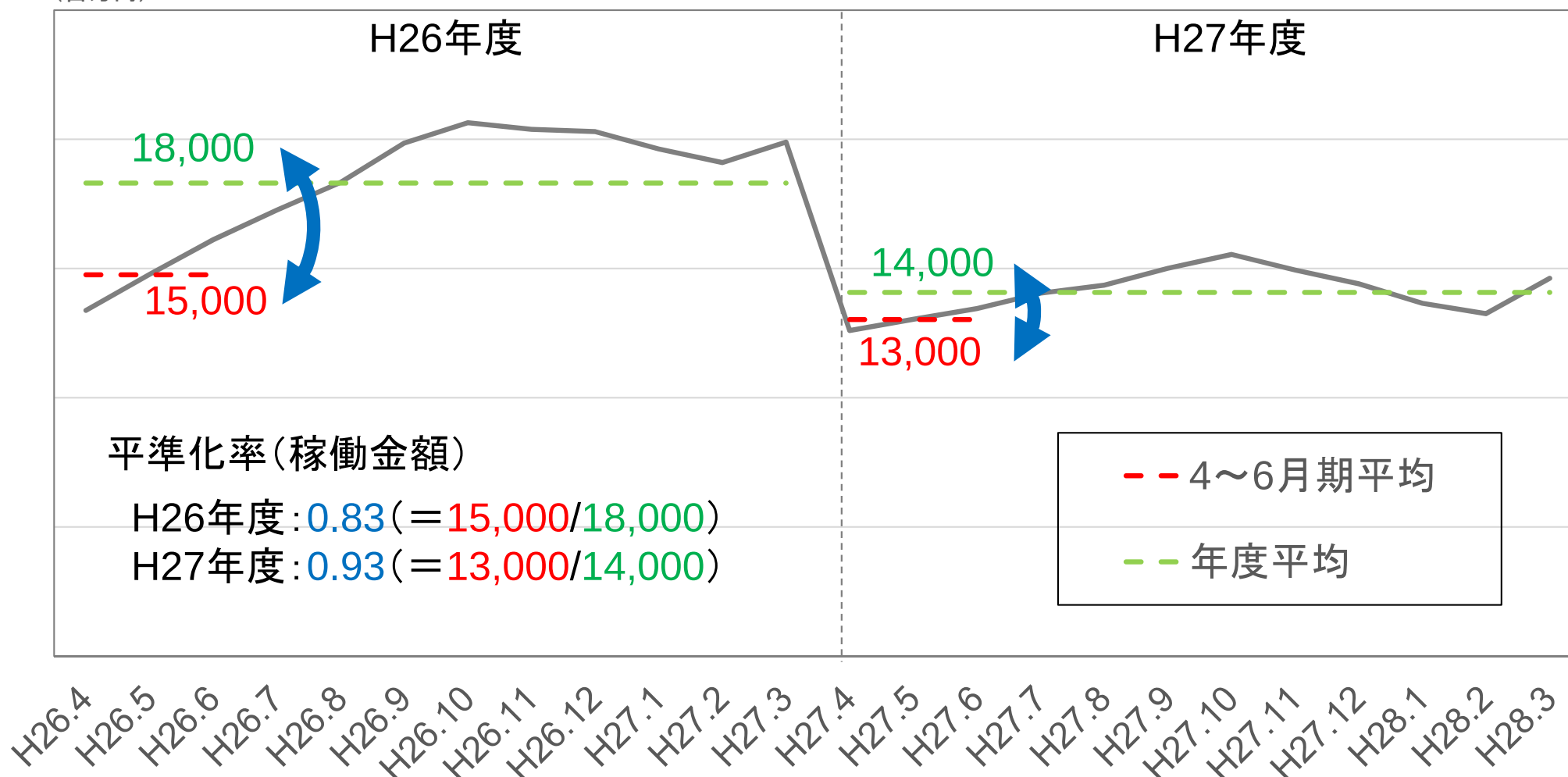


(参考)平準化率(イメージ)

平準化率 = 4-6月の平均稼働件数・金額 / 年度の平均稼働件数・金額

工事稼働金額の推移

(百万円)



※稼働件数についても同様に算出

※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

中国ブロック発注協の目標10項目 と 全国統一指標案との関係(案)

◆中国ブロック発注者協議会の目標10項目

各発注機関が自ら達成時期と達成度の目標を設定し、自己評価により達成度を判断。

- ①最新積算基準、最新労務・材料単価を適用する。
- ②歩切りは行わない。
- ③適切な工期を設定する。
- ④原則一般競争入札とする。
- ⑤社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除する。
- ⑥低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の設定・適切な活用(事前公表しない。)を徹底する。
- ⑦予定価格については原則として事後公表とする。
- ⑧総合評価落札方式の適切な活用を図る。
- ⑨適切に設計変更(施工条件・追加工事等)を行う。
- ⑩元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う。

◆品確法運用指針の全国統一指標案

あくまで各発注機関が自らの相対的な立ち位置を知るためのもの。

①適正な予定価格の設定

指標①－1:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

指標①－2:単価の更新頻度

②適切な設計変更

指標②－1:設計変更ガイドラインの策定・活用状況

指標②－2:設計変更の実施工事率

③施工時期等の平準化

指標③－1:平準化率

中国ブロック発注者協議会の考え方

全国統一指標は、各発注機関が自らの相対的な立ち位置を客観的な指標により把握するものであり、発注者協議会の目標10項目の目標設定や自己評価において考慮するもの。

中国ブロック発注者協議会では、目標10項目について、重点的に取り組みを進めていく。

H29.1～3

全国統一指標の情報提供
各県地域発注者協議会において全国統一指標の取扱いについて説明



各県の地域発注者協議会において
「公表する場合は、指標の値が実態と異なる認識とならないよう留意が必要」
とのご意見を頂く。



H29.3.24

中国ブロック発注者協議会幹事会において全国統一指標の公表資料（案）
について提示・議論



H29.4～5

各地域発注者協議会へ公表資料（案）の照会



H29.5～6

全国統一指標の状況について公表

発注見通しの統合について

目 的

～一元化で計画的な技術者配置、資機材調達に寄与～

国・自治体等各発注機関の発注見通しを一元化することで、建設業者の計画的な技術者の配置やスムーズな資機材の調達に役立てる。

発注見通しの統合は大規模災害からの円滑な復旧・復興に向けて有効であり、既に東北ブロック及び九州ブロックにおいて取り組みを開始している。【※本資料のp. 3以降参照】

また、平時よりこうした仕組みを整備しておくことは非常時にも役立つことが期待される。

中国ブロックでの運用（案）

➤統合・公表の単位は中国地方とする。

- ・全体をひとつのE x c e lシートとし、そのデータをホームページに掲載。
- ・利用者はホームページからE x c e lをダウンロードし閲覧。
（フィルター機能を設けることで検索を容易にする。）
- ・様式において各県の出先機関（土木事務所等）の単位に地区分けを行う。
【大規模な災害が発生し、迅速な復興が必要となった場合はより詳細な公表単位とすることが出来る】

➤公表は随時行う。

（各発注機関の公表のタイミングで事務局へ送付頂き、事務局は出来るだけ速やかに資料をとりまとめ公表する。）

➤既に各自治体等で行っている発注見通しの公表はこれまでどおり行う。

（統合した情報はあくまでプラスアルファの公表手段とする。）

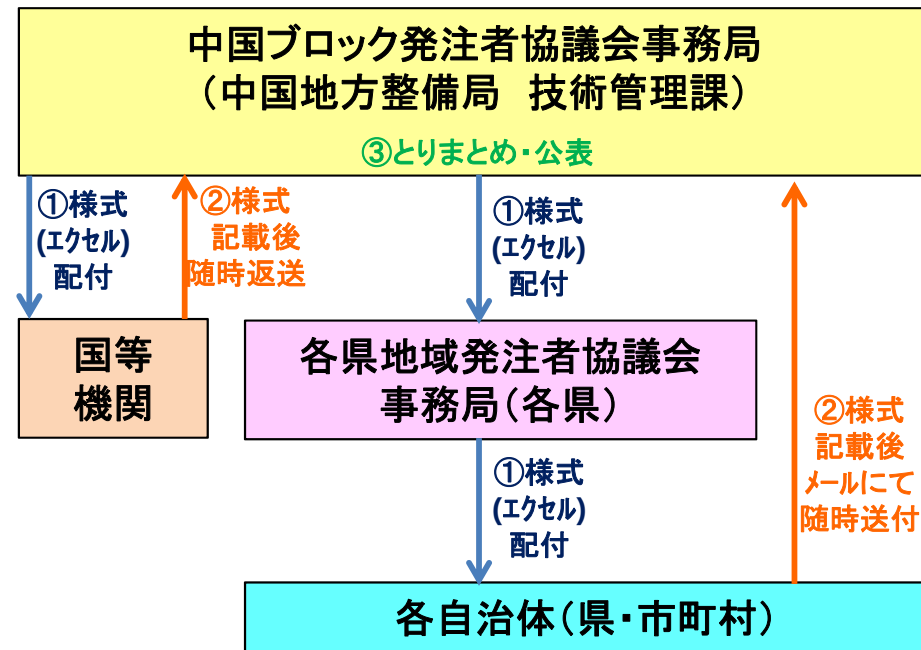
国・自治体等発注工事における発注見通しの統合（案）

中国ブロック
発注者協議会

実施概要（案）

- ①様式（案）のExcelファイルを各県の地域発注者協議会を通じて配布。
- ②準備の出来た各発注機関から、配布した様式に発注見通しを記載頂き、事務局（中国地整）へ随時送付。
項目は必要最小限とし、詳細な情報はこれまでどおり各発注機関のホームページで公表する。
記載様式へは各発注機関が公表している項目のみの記載で可。（公表していない項目は空欄でも可）
- ③事務局（中国地整）は各自治体より送付された様式をとりまとめ、中国ブロック発注者協議会のホームページで公表（中国地整）。

発注見通しの統合 実施概要（案）イメージ



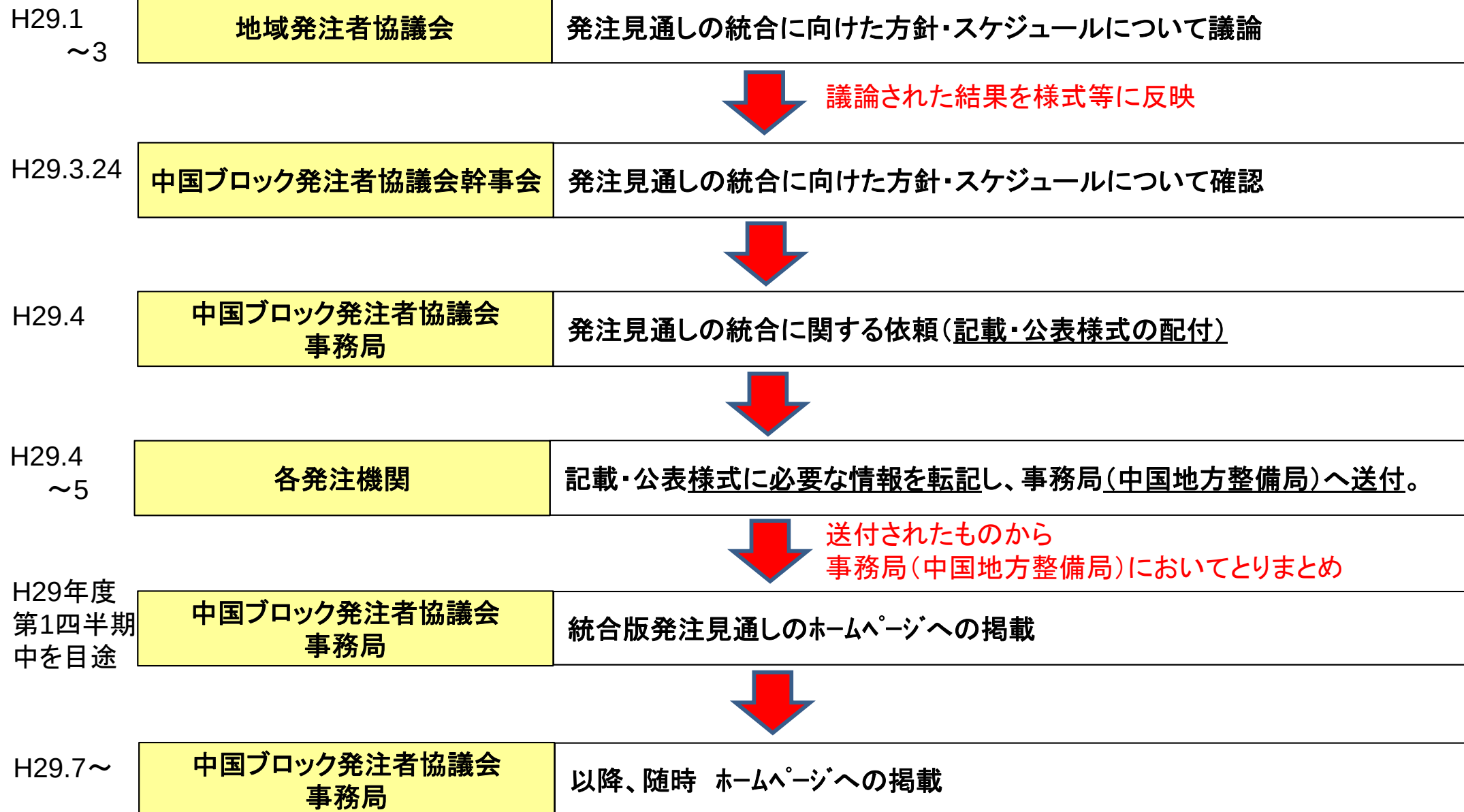
記載・公表様式(案)

・Excelファイルは中国地整のホームページにアップ ・更新時に旧データは削除

地区分類		公表項目										
県名 (事務局で入力)	地区名 (事務局で入力)	発注機関名	担当事務所 (課)名	工事名称	工事場所 (自)	工事場所 (至)	入札契約 方式	工事種別/ 工事の業種	入札予定 時期	工期	備考	更新日
〇〇県	〇〇	国土交通省 中国地方整備局	〇〇〇事務所	国道〇〇号 〇〇橋 下部工工事	〇〇県〇 〇市〇〇 町地内	〇〇県〇 〇市〇〇 町地内	一般競争入 札	一般土木工事	第〇四半期	約〇ヶ月	記載例	00.00.00
〇〇県	〇〇	〇〇県	〇〇〇事務所	一般県道〇〇線 〇 〇道路改良工事	〇〇県〇 〇市〇〇 町地内		一般競争入 札	土木一式工事	第〇四半期	約〇ヶ月	記載例	00.00.00
〇〇県	〇〇	〇〇市	〇〇課	〇〇橋ほか橋梁塗 装工事	〇〇県〇 〇市〇〇 町地内	〇〇県〇 〇市〇〇 町地内	指名競争入 札	塗装	〇〇年〇月	〇日	記載例	00.00.00

国・自治体等発注工事における発注見通しの統合（案）

統合に向けたスケジュール（案）



○公表は東北地方整備局のホームページに掲載。

東北地整HPアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

①

方整備局

がんばろう！東北

クリック!!

検索

発注見通しが地域毎にわかります(発注見通しとりまとめ版)

東北地方整備局 震災伝承館

入札・発注のご案内

各事務所からのお知らせ

リンク集

復興までの道のり(事業会議・式典の情報)

トンネル天井板撤去工事に伴う通行規制のお知らせ

東北地方 水災害予報センター

復興道路

出水速報(治水効果含む)

事業促進PPP

採用担当

H26 入省案内 及び H25インターンシップ(就業体験技術実習)情報

復興加速化会議 (第1回3月3日／第2回10月7日)

最新防災情報

最近1ヶ月の情報

過去の防災情報

2013年10月28日 16時00分 防災 宮城県 鳴瀬川の排水機場での油漏れ 北上川下流河川事務所 第8報 (これ以前の情報) Press

事故について(PDF:457KB)

②

発注見通しとりまとめ版について

これまで各発注機関が個別に公表していた工事の発注見通しを、被災地のさらなる復興の加速化、実感できる復興に向けて、また東北全体の円滑な事業推進に寄与するために、東北地方発注者協議会が、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるよう地域毎にまとめ直し公表することになりました。

※「発注見通し」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、当該年度に発注することが見込まれる公共工事の見通しを公表するものです。

◆『[地域毎の発注見通し](#)』へ

クリック!!

- ・対象工事：更新年月日以降に公告(指名)する見込みの工事
- ・対象工事種別：土木、建築
- ・更新頻度：1ヶ月毎に更新
- ・最新更新年月日：平成26年2月3日(月)

◆ [東北地方発注者協議会とは](#)

◆ [東北地方発注者協議会のページへ](#)

③

発注見通しとりまとめ

東北六県における各発注機関の発注見通しをとりまとめて公表します。

【東北地方発注者協議会】

平成25年11月1日運用開始



地区を選択し、
発注見通し
一覧表を表示

発注見通し地区割り一覧表

地区毎の市町村は、以下の表をご覧ください。

県名	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割り	該当市町村名
青森県	青森	青森	青森	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
	津軽	弘前・黒石・五所川原	津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
	南部	八戸	南部	五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	下北	十和田・三沢	南部	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
			下北	十和田市、三沢市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町、東北町、七戸町、六戸町
			下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

県名	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割り	該当市町村名
岩手県	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡市、八幡平市、岩手町、葛巻町、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町
		二戸	二戸	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村
		久慈	久慈	久慈市、洋野町、野田村、普代村
	宮古	宮古	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
	北上中部	花北	北上中部	花巻市、北上市、西和賀町
		胆江	北上中部	奥州市、金ヶ崎町
	両磐	両磐	両磐	一関市、平泉町
	釜石・大船渡	釜石	遠野	遠野市
		大船渡	大船渡	釜石市、大槌町
			大船渡	大船渡市、陸前高田市、住田町

県名	地方生活圏	二次生活圏	公表の地区割り	該当市町村名
仙台	仙台	仙台	仙台	仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村

初回公表時(11月期)

④

【東北地方発注者協議会】

平成25年11月1日現在

※〇〇地区の発注見通し

〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

- ※ 平成25年11月1日以降に公告(指名)する見込みの工事を記載します。
- ※ 予定価格が250万円以上の土木、建築の工事を記載しています。
- ※ プレストレスト・コンクリート工事、鋼橋上部工事については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。
- ※ 下記の発注機関の発注見通しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注機関は工事発注予定がありません。

発注機関名 : 〇〇町、〇〇村

- ※ ここに記載する内容は、平成25年11月1日 現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
- ※ また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。
- ※ 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

□各発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

東北地方整備局
東北農政局
東北防衛局
仙台高等裁判所

東北財務局
仙台国税局
東北運輸局

東北地方
環境事務所
東日本高速道路(株)
東北支社

〇〇県
〇〇市
〇〇町
〇〇村

選択すると、
各発注機関HPへ

土木

発注機関名	担当事務所名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇事務所	国道〇〇号 〇〇橋下部工工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	橋台工 1基 橋脚工 1基 (主要建設資材需要見込み量) (1)生コンクリート 約3,000m3	300から580百万円 現時点では、C等級の参加を可能とする予定です。	
〇〇県	〇〇事務所	一般県道〇〇線 〇〇道路改良工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	道路土工 V=2,000m3 盛土工 V=1,500m3	100から150百万円	
〇〇市	〇〇課	〇〇地区津波避難施設造成工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	指名競争入札	土木工事	平成25年〇月	〇日	造成工事 1式		

建築

発注機関名	担当事務所名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇事務所	〇〇〇新築工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	一般競争入札	建築工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	建築、電気設備、機械設備工事 一式	30から60百万円	
〇〇市	〇〇課	災害公営住宅建設工事(〇〇地区)	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	指名競争入札	建築工事	平成25年〇月	〇日	戸建住宅5戸の建設		